



監査告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年1月7日から同月27日まで
実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年2月25日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 衛藤 義弘

令和6年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 人権啓発・部落差別解消推進課

2. 監査の期間 令和7年1月7日から同月27日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和6年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年3月31日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①仕様書について

- ・質疑・回答に関する記載がないもの
- ・支払を複数回に分割して行う場合について、支払回数・時期等及び端数の支払方法がないもの

(2) 会計事務について

- ①国・県補助金の収入調定を交付の決定があった日に起票していないもの

(3) 補助金・交付金事務等について

- ①補助金の対象経費の一部の支払等が年度内に完了していないもの

(4) 文書事務等について

- ①旅費の手引きに基づく旅費整理簿が作成されていないもの

【要望事項】

(1) 会計事務等について

- ①補助金・交付金の当初全額概算払いについて

補助金について、当初に一括で全額を概算払いしているものが散見された。全額概算払い自体が不適ということではないが、その額は、必要額の範囲に留めるべきである。今一度、事務処理を見直し、支払回数を数回に分ける、実績を適時提出させるなど十分検討すること。

(2) その他、軽微な誤りにについて

契約事務について、契約条項等の一部が不足しているもの、検査（検収）済であることがわかる書類を保存していないものまた、旅行命令簿において合議もれがあるものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 文化・スポーツ振興課

2. 監査の期間 令和7年1月7日から同月27日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和6年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年3月31日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】

事務処理に著しく適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①契約保証金を落札日から7日以内に納付していないもの

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①積算について

- ・ 参考見積の一部の積算根拠が明らかなでないもの
- ・ 算出方法に疑義があるもの
- ・ 内訳等の記載がないもの

②仕様書に質疑・回答の項目の記載がないもの

③閲覧用の金抜き設計書について

- ・ 内容の一部が仕様書と整合していないもの
- ・ 表現の一部が適切でないもの

④見積書に記載する金額を内税にしているもの

⑤入札参加資格者以外の者を入札に参加させた場合について、登録外選定理由書の添付がないもの

⑥契約書及び契約必要書類等の訂正を適切な方法で行っていないもの

⑦課税業者との契約書に消費税額の記載がないもの

⑧仕様書で指定した書類の提出がないもの

(2) 補助金・交付金事務等について

①補助金交付事由書の添付がないもの

②補助対象経費と対象外経費が混在している場合に、補助対象経費がわかる書類が添付されていないもの

③交付申請書に添付された予算書と決算書が整合していないもの

④交付決定通知書に記載している概算払の精算期限が、会計年度内になっていないもの

(3) 使用料について

①使用の許可を受ける際に使用料を納めていないもの

②使用料の算定を適正な方法で行っていないもの

(4) 文書事務等について

①旅行命令書において決裁区分が誤っているもの

【要望事項】

(1) 会計事務等について

①補助金・交付金の当初全額概算払いについて

補助金について、当初に一括で全額を概算払いしているものが散見された。全額概算払い自体が不適ということではないが、その額は、必要額の範囲に留めるべきである。今一度、事務処理を見直し、支払回数を数回に分ける、実績を適時提出させるなど十分検討すること。

(2) 契約事務について

①積算について

積算に際し、参考見積等の資料を基に項目毎に積算し、合計の積算金額を算出

した後、過去の応札金額等を基に推計した金額をもって積算金額としているものがあつた。積算は適正な方法により適正な金額を算出することが必要であるが、このような手法は予定価格の歩切に相当する可能性がある。適正な積算による、公平公正な入札を行うため、入札金額内訳書の提出、最低制限価格の設定などの検討を行うと共に、適切な予算措置を講じること。

(3) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、施行伺等の訂正を適正な方法で行っていないもの、予定価格を非公表としている契約の設計金額を回議書の表に記載しているもの、指名競争入札執行通知等（市控）に依頼日の記載がないものまた、使用料について、許可書に納付期限の記載がないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和6年度第6回定期監査結果報告

1. 監査の対象 土木課

2. 監査の期間 令和7年1月7日から同月27日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和6年11月30日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年3月31日（月）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①変更契約必要書類の提出日と変更契約締結日等が整合していないもの

(2) 文書事務等について

①運転日報でアルコール検知器の数値が未記入なもの

【要望事項】

(1) 契約事務について

①工期変更の協議開始日等の通知時期について

工期が年度を超えるため、当初工期を3月中旬までで締結し、12月議会で繰越明許費の議決後、翌年度にかかる工期に変更しているが、工期変更の協議開始日等を3月になってから通知し、変更契約書の提出期限が工期末日と同じ日になっているものがあった。変更契約は工期末日までに締結する必要があるが、決裁区分が市長決裁となっている工事であるため、工期末日に変更契約書が提出された場合、変更契約の締結が工期内に間に合わない可能性がある。繰越明許費は12月議会で可決されているので、工期変更の協議開始日等については、変更契約の手続きに支障が出ないように早めに通知すること。

②インフレスライド条項による変更契約について

インフレスライド条項により増額変更を行う場合、最終的に変動前の残工事費の1%が事業者負担となるため、設計額の増額と契約額の増額が整合しない。また、内容変更等による通常の変更が同時に発生した場合、工事変更契約伺裏面に記載する当初設計金額、変更設計金額、変更後設計金額と当初契約金額、変更契約金額、変更後契約金額の計算方法がさらに複雑になるため、決裁に際しては、それらの計算方法の内容がわかるような説明資料を添付すること。

なお、変更協議開始日等通知における請負代金額の計算方法も通常時とは異なるので、上記同様に取り扱うこと。

(2) その他、軽微な誤りについて

契約事務について、委託伺の訂正を適正な方法で行っていないものまた、旅行命令において旅行者の押印のないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。